

○ 「ごみ屋敷」 対策に関する実態調査

- 地方公共団体における「ごみ屋敷」事案やその対応を明らかにするとともに、それらに活用できる制度・事業の提示などの支援を通じ、ごみ屋敷事案の解決及び周辺生活環境の改善を促進する。

- 建築物やその敷地に物品が堆積された、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化し、悪臭や害虫、堆積物の崩落、あるいは火災が発生するなど、周辺住民の生活環境に支障を及ぼす事案が各地で見られる。
※ （公財）日本都市センターが全国の市と特別区に対して行ったアンケート調査（平成30年1月）によれば、把握・対応中の「ごみ屋敷」事案は、250市区で1,920件に上る。
- 「ごみ屋敷」事案に直接対応する法律・制度はなく、国は、「ごみ屋敷」事案の地方公共団体の認知等の状況についてのアンケート調査を実施しているのみで具体的な支援策を示していない。
※ 一部の地方公共団体では、「ごみ屋敷」事案に対応するための仕組み（調査権、指導・勧告・命令権、罰則等）を規定した、いわゆる「ごみ屋敷条例」を制定している。
- その一方で、「ごみ屋敷」事案への対応は、堆積するごみの排出にとどまらず、居住者への福祉的支援（介護、生活保護等）が必要な場合が多く、それらを居住者が拒否する、一度ごみを排出しても再発するなど地方公共団体が対応に苦慮する事案があり、国の支援を期待する意見も聴かれる。

主要調査事項

- 「ごみ屋敷」事案の実態
 - ・ 市・特別区における「ごみ屋敷」事案の把握状況
 - ・ 市・特別区における「ごみ屋敷」対策に関する取組状況
- 国における「ごみ屋敷」対策に関する取組状況
 - ・ 「ごみ屋敷」対策に関する取組状況
 - ・ 「ごみ屋敷」対策に関連する事業の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

環境省、厚生労働省、総務省、国土交通省

関連調査等対象機関

市・特別区、都道府県、関係団体等

調査実施期間

令和4年10月～5年9月（予定）